

改正

昭和59年 3 月31日 条例第17号

平成 4 年 3 月30日 条例第12号

平成 7 年12月22日 条例第42号

平成17年10月 1 日 条例第37号

平成21年12月16日 条例第29号

平成26年 3 月25日 条例第 1 号

平成31年 3 月20日 条例第 1 号

令和 2 年 3 月18日 条例第 2 号

蕨市民体育館設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、蕨市民体育館（以下「体育館」という。）を蕨市北町 1 丁目27番15号に設置する。

(管理)

第 2 条 体育館は、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第 3 条 体育館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進指導
- (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動への施設及び設備の提供
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第 4 条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館をすることができる。

- (1) 毎週月曜日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 毎年12月28日から翌年 1 月 4 日まで

(利用時間)

第5条 体育館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の申請及び許可)

第6条 体育館を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(利用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育館の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用許可の取消等)

第8条 教育委員会は、第6条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館の禁止等)

第9条 教育委員会は、体育館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、体育館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 体育館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 教育委員会は、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかか

わらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

- 3 指定管理者が第1項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第11条 教育委員会は、指定管理者に体育館の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、体育館の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 施設の概要
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- （4） 利用料金に関する事項
- （5） 申請者の資格
- （6） 申請受付期間
- （7） 選定の基準
- （8） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定する事項

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- （1） 定款及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- （2） 管理を行う事業計画書
- （3） 管理に係る収支計画書
- （4） 当該団体の経営状況を説明する書類
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1） 利用者に対して体育館の平等な利用を確保することができること。
- （2） 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体育館の運営を行うことができること。
- （3） 体育館の設置の目的を達成し、効率的な運営を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

4 教育委員会は、第1項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、前2項の規定にかかわらず、第2項各号の書類の提出を求め、前項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

5 教育委員会は、前2項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(管理の基準等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。

(2) 体育館の施設の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第13条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 第11条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第14条 指定管理者は、体育館の施設の改修、増設その他の教育委員会が別に定める現状変更を行

おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第15条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、それぞれの利用料金について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付)

第16条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用料金の一部又は全部を返還することができる。

- (1) 利用者の責によらない理由により利用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償及び事故の責任)

第20条 利用者は、利用中に施設及び附属設備等を破損し、又は滅失させたときはこれを原状に復し、又は教育委員会若しくは指定管理者が裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、減免することができる。

- 2 利用者は、利用に関して生じた一切の事故について、その責を負うものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(蕨市立市民体育館設置及び管理条例の廃止)

- 2 蕨市立市民体育館設置及び管理条例（昭和45年蕨市条例第38号）は、廃止する。

(蕨市武道館設置及び管理条例の廃止)

- 3 蕨市武道館設置及び管理条例（昭和40年蕨市条例第16号）は、廃止する。

(蕨市相撲道場設置及び管理条例の廃止)

- 4 蕨市相撲道場設置及び管理条例（昭和40年蕨市条例第17号）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月31日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表中の使用単位及び使用料の規定は、昭和59年5月1日以後の使用に係る使用単位及び使用料から適用し、同日前までの使用に係る使用単位及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日条例第12号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成4年7月教委規則第6号で、同4年8月1日から施行）

附 則（平成7年12月22日条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成8年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月1日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を第9条とし、同条の次に7条を加える改正規定（第11条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前までに許可の申請のあった使用については、なお従前の例による。

3 新条例第10条第1項に規定する教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に蕨市民体育館の管理を行わせるときは、改正前の蕨市民体育館設置及び管理条例の規定により教育委員会がした使用の許可その他の処分（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の処分とみなす。

附 則（平成21年12月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(経過措置の原則)

2 次項から第12項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、施行日以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正後の蕨市民会館設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第2条の規定による改正後の蕨市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用の許可
第3条の規定による改正後の蕨市手数料条例別表50の項及び56の項の規定	認定
第4条の規定による改正後の蕨市自転車等放置防止条例別表の規定	撤去
第5条の規定による改正後の蕨市自転車等駐車場条例別表の規定	許可及び登録
第6条の規定による改正後の蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定	処理
第7条の規定による改正後の蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可

第 8 条の規定による改正後の蕨市保健センター設置及び管理条例別表第 1 から別表第 4 までの規定	検査又は交付
第 9 条の規定による改正後の蕨市霊園設置及び管理条例第 12 条第 1 項の規定	使用
第 10 条の規定による改正後の蕨市都市公園条例別表第 2 及び別表第 3 の規定	使用
第 11 条の規定による改正後の蕨市道路占用料条例第 5 条第 3 号の規定	申請
第 13 条の規定による改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例別表第 1 の規定	利用の許可
第 14 条の規定による改正後の蕨市立信濃わらび山荘設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第 15 条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例別表第 1 の規定	使用の許可
第 16 条の規定による改正後の蕨市水道事業給水条例第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定	申込み

(診断書等の手数料に関する経過措置)

- 12 改正後の条例の診断書等の手数料に関する規定は、施行日以後に申請が行われた診断書等の手数料について適用し、施行日前に申請が行われた診断書等の手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年 3 月 20 日 条例第 1 号抄)

改正

令和 2 年 3 月 18 日 条例第 2 号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第 12 項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、施行日以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第 1 条の規定による改正後の蕨市民会館設置及び管理条例別表第 1 の	使用の許可
-------------------------------------	-------

規定	
第2条の規定による改正後の蕨市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用の許可
第3条の規定による改正後の蕨市手数料条例別表50の項、56の項及び60の項の規定	認定
第4条の規定による改正後の蕨市自転車等放置防止条例別表の規定	撤去
第5条の規定による改正後の蕨市自転車等駐車場条例別表の規定	許可及び登録
第6条の規定による改正後の蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定	処理
第7条の規定による改正後の蕨市立勤労青少年ホーム設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第8条の規定による改正後の蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第9条の規定による改正後の蕨市霊園設置及び管理条例第12条第1項の規定	使用の許可
第10条の規定による改正後の蕨市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定	使用の許可
第11条の規定による改正後の蕨市道路占用料条例第5条第3号の規定	申請
第13条の規定による改正後の蕨市公立学校使用料徴収条例別表の規定	使用の許可
第14条の規定による改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第15条の規定による改正後の蕨市スポーツ広場設置及び管理条例別表の規定	使用の許可
第16条の規定による改正後の蕨市立信濃わらび山荘設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第17条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第18条の規定による改正後の蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例別表第1の規定	使用の許可

第19条の規定による改正後の蔵市水道事業給水条例第6条の2第1項 及び第2項の規定	申込み
--	-----

附 則（令和2年3月18日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。（後略）

別表第1（第15条関係）

体育館利用料金

施設名		区分		利用単位	利用料金の上 限額
競技場	バスケットボールコート		一般	1 面 2 時間	1, 250円
			児童・生徒	〃 〃	300円
	バレーボールコート		一般	〃 〃	830円
			児童・生徒	〃 〃	200円
	バドミントンコート		一般	〃 〃	300円
			児童・生徒	〃 〃	50円
	テニスコート		一般	〃 〃	1, 250円
			児童・生徒	〃 〃	300円
	ハンドボールコート		一般	〃 〃	2, 500円
			児童・生徒	〃 〃	510円
	全面		一般	1 回 〃	2, 500円
			児童・生徒	〃 〃	510円
	(開放日)	個人	一般	1 人 1 回	140円
			児童・生徒	〃 〃	50円
小体育室		団体	一般	1 回 2 時間	1, 250円
			児童・生徒	〃 〃	300円
武道場 (1 ・ 2)		団体	一般	1 回 2 時間	620円
			児童・生徒	〃 〃	150円
		個人	一般	1 人 2 時間	140円
			児童・生徒	〃 〃	50円

トレーニングルーム	団体	一般	1 回 2 時間	730円
		児童・生徒	〃 〃	200円
	個人	一般	1 人 2 時間	140円
		児童・生徒	〃 〃	50円
卓球場	個人	一般	1 台 2 時間	140円
		児童・生徒	〃 〃	50円
相撲場	団体	一般	1 回 2 時間	620円
		児童・生徒	〃 〃	150円
	個人	一般	1 人 2 時間	140円
		児童・生徒	〃 〃	50円
弓道場	団体	一般	1 回 2 時間	830円
		児童・生徒	〃 〃	200円
	個人	一般	1 人 2 時間	140円
		児童・生徒	〃 〃	50円
ランニングコース			1 人 2 時間	50円

備考

利用料金の加算

- (1) 利用単位時間を超過した場合は、1 時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。）につき指定管理者が定める利用単位ごとの利用料金に100分の 50を乗じて得た額を加算する。
- (2) 市外居住者（市内の事業所、学校等に勤務し、又は在学するものを除く。）が利用する場合又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合は、上記の表の規定により計算して得た利用料金及び(1)に規定する超過利用料金にそれぞれ100分の50を乗じて得た額を加算する。
- (3) 附属設備の利用料金は、規則で定める額とする。

別表第 2（第15条関係）

駐車場利用料金

施設名	利用単位	利用料金の上限額
体育館駐車場	普通車 1 台 2 時間以内	200円

備考

利用単位時間を超過した場合は、1 時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。）につき指定管理者が定める利用単位の利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。